

特集

性の多様性が尊重される社会へ

性の多様性とは何だろう?

まず、全ての人が持つ性の4要素について知り、性の多様性について理解しましょう。なお、このうち、性的指向と性自認の頭文字をとってSOGI (ソジ) と呼ぶことがあります。

① 身体の性・生物学的な性(Sex)	外性器・内性器・性染色体等の性別
② 性的指向 (Sexual Orientation)	好きになる相手の性別
③ 性自認(Gender Identity)	自分をどのような性別だと思うか
④ 性表現(Gender Expression)	服装やふるまい・言葉遣いなどの表現に係る性別

人は、生まれた時に①身体の性によって性別を決定されます。しかし、①身体の性は、③性自認と一致するとは限りませんし、①身体の性で、②性的指向や④性表現が決まるわけでもありません。

性的指向や性自認は、人格の核となるものであり、性的指向や性自認を侮辱することは、人権侵害です。性のあり方(セクシャリティ)は多様であり、一人ひとりがお互いの性的指向や性自認を受け止め、尊重することが大切です。

(注) 同性愛や性同一性障がいは、かつて精神疾患として考えられていたことがあります。しかしながら、世界保健機関(WHO) は、性的指向に関わる同性愛と性自認に関わる性同一性障がいを、既に精神疾患の分類から外しています。

性的マイノリティとは?

性的マイノリティ(少数者)とは、性的指向が異性に限らない方、性自認が出生時に判定された性(身体の性・生物学的な性)と一致しない方のことを言います。各種調査によると、日本の人口の約9%が性的マイノリティにあたると考えられ、これは、左利きや血液型がAB型の方々に近い割合だと言われています。

なお、LGBTという言葉は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの英語の頭文字を組み合わせたもので、性的マイノリティの方々を総称的に表すものとして用いられます。最近では、LGBTQやLGBTQ+と表記されることも多くなってきました。「Q」は、性的マイノリティを総称するクィア、又は性的指向や性自認が明確に定まっていない、若しくは意図的に定めていないクエスチョニングのことを指します。「+」は、他にも様々な性のあり方があることを表しています。

(注) 各種調査とは、電通ダイバーシティ・ラボの調査 (2018、2020)、株式会社LGBT総合研究所 (2019) を指します。また、左利きや血液型がAB型の方々の人口については諸説あります。

より詳しく知りたい方はご覧ください。 性の多様性について



性的マイノリティの方々の直面する困りごととは?

性的マイノリティの方々の困りごとは様々ですが、そのごく一部をご紹介します。その方の立場や気持ちになって、一人ひとりが尊重される社会にするにはどうしたらよいか考えてみましょう。

- ●「男らしくない・女らしくない」と言われ、人前に出ることが嫌になった。
- 受付で、性別のことや、パートナーとの関係性について、執拗に聞かれてしまうことがある。
- 動め先の会社内で同性愛・同性愛者を理解してもらえず辛かった。会社に居づらくなり、退社した。
- 同性カップルは家族として認められず、世帯用賃貸物件を借りられないことがある。
- 事実上パートナーを扶養しているが、社会保険などで扶養家族として認められない。
- パートナーが病気のとき、看護のために仕事を休むことができない(看護休暇の適用がない)。
- (注) 県内及び県出身者の性的マイノリティの方々がどのような困難に直面したかを教えてもらい、県の「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」に掲載しています。 是非、一度ご覧ください。

PDF版をご覧ください。

性の多様性を尊重するための職員ガイドライン



長野県パートナーシップ届出制度とは?

「長野県パートナーシップ届出制度」は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出て、県は届出を受領したことを証明する制度です(令和5年8月1日から右の「届出受領証」を交付)。

県が交付する届出受領証は、婚姻することができない性的マイノリティのカップルにとって、お互いを大切なパートナーであると証明する手段となり得ます。

長野県パートナーシップ届出受領証 携帯用カード 長野県パートナーシップ届出制度実施要綱の規定 に基づき、届出書を受領しました。 届出者【本人】 届出者 (パートナー) 氏名 氏名 (年月日生) (年月日生) 届出日 年月日 テク付番号 第 号

また、この制度に対応して県は、届出受領証の提示等により、「県営住宅への世帯として入居申込」、「県立医療機関における面会、緊急の治療への同意」等において、パートナーをご家族と同様に取り扱います。また、制度に対応して市町村は、市町村営住宅への世帯としての入居申込や、保育施設への送迎等について、速やかに提供するように努めるものとしています。

制度を詳しく知りたい方はご覧ください。

長野県パートナーシップ届出制度のご案内



偏見や差別をなくすために必要なことは?



私たちの社会では、性別は男女の二つ、身体の性と性自認は同じ、異性を好きになるという前提で、社会の仕組みや制度が作られてきました。また、性別ごとの固定観念「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった、いわゆる「男らしさ、女らしさ」を私たちは無意識に持っています。このような状況が、性的マイノリティの方々に対する偏見や差別を生んでいます。

私たちは、性的マイノリティの方々の思いや生きづらさを知るとともに、性の あり方は多様であるという認識を持ち、今まで当たり前だと思ってきた考え方や 制度を見直すことが必要です。

性のあり方は一人ひとり違います。その違いを尊重することは、性的マイノリティの方々だけではなく、全ての人が生きやすい多様性が尊重される社会の実現につながります。



「こども基本法」が施行されました

現在、子どもたちを取り巻く社会問題は、より一層複雑になっています。

子どもを取り巻く現状

子どもへの虐待問題

性被害の問題

ヤングケアラーの問題

貧困・教育格差の問題

いじめや不登校の問題

子どもの自殺の問題



そこで、子どもを権利の主体として位置付けて、その権利を保障し、子どもたちをめぐる問題を根本的に解決して、 子ども施策を社会全体で総合的に進めていくために「こども基本法」が制定されました(令和5年4月1日施行)。

こども基本法の基本理念

全てのこどもについて

- 🚹 個人として尊重され、その基本的人権が保障 されるとともに差別的取扱いを受けることが ないようにすること
- 適切に養育されること、その生活を保障されること、 愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保 障されるともに、教育基本法の精神にのつとり教育を 受ける機会が等しく与えられること
- 👔 年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関 係する全ての事項に関して意見を表明する機 会・多様な社会的活動に参画する機会が確保 されること
- 介 年齢及び発達の程度に応じて、意見が尊重され、最善 の利益が優先して考慮されること

また、国はこれまで別々の省庁で行われてきた子ども政策に関わる機能を一本化し、子どもたちに切れ目のない 支援を行うことを目的として、「こども家庭庁」を発足させました。子どもを社会の真ん中に置き、健やかな成長 を社会全体で支援していきましょう。

こども基本法を知ることは、 子どもを一人の人間として大切にし、尊重すること

子どもの権利を大切にするということは、子どもを一人の人間として尊 重し、大人と同じように基本的人権があると理解することです。例えば、 基本法には「意見を伝え参画する権利」が規定されています。これまで、 子どもの声を聞くことは大切だと認識しながらも、保護者も学校も行政も、 子どもが意見する機会を十分に設けてきたでしょうか。「大人は子どもの 意見を聞く」という認識が浸透すれば、子どもたちが「伝えていいんだ」 と気づき、大人は子どもたちが抱えている困りごとにもつと寄り添えるか もしれません。子どもたちの権利を理解する、子どもたちの声に耳を傾け る、これが第一歩です。



出典:長野美術専門学校との連携による ポスターデザインプロジェクト (長野県人権・男女共同参画課)

特集

犯罪被害者等を支援する社会へ

県では、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護」、「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現」に寄与することを目指し、「長野県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。(令和4年4月1日施行)

犯罪の動向

県内の犯罪発生件数をみると、令和3年までは全体的に減少傾向で推移していましたが、令和4年には増加に転じています。 殺人事件や強盗事件、放火事件などの凶悪事件も発生しており、 犯罪被害者等支援の重要性がますます高まっています。

犯罪の発生件数 10000 5000 0 H30 R元 R2 R3 R4 ■認知件数 ●検挙件数

長野県警察本部「令和4年長野県犯罪の特徴的傾向」より

犯罪被害者等支援の取組

犯罪被害者等の方々が抱える様々な問題に対応するため、県では、「長野県犯罪被害者等支援条例」に基づき、「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、様々な取組を進めています。

長野県犯罪被害者等支援条例

長野県犯罪被害者等支援推進計画

総合的な支援体制の整備

施策の柱

相談・情報提供の充実

県民の理解の増進

早期回復・生活再建に向けた支援

●県の主な取組

〈犯罪被害者等総合支援窓口〉

犯罪被害に遭われた方やそのご家族などからのご 相談やお問い合わせに対応し、関係機関・団体に関 する情報提供・橋渡しを行うなど、適切な支援を受 けられるよう、総合的な対応を行います。

受付時間:平日9:00~17:00

電話番号:026-235-7106

(長野県県民文化部人権·男女共同参画課内)

〈弁護士による無料法律相談〉

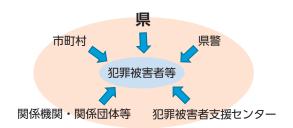
犯罪被害者等支援に精通している弁護士をご紹介 し、初回法律相談料金を公費負担します。

〈犯罪被害者等見舞金〉

県内に住所を有する犯罪被害者のご遺族又は犯罪 行為により重症病を被った方に対し、国の犯罪被害 者等給付金とは別に、見舞金を給付します。

(遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円)

犯罪被害者等の置かれる状況は様々であり、個々の状況に応じた支援が求められています。このため、 市町村をはじめとした関係機関・団体と一層の連携 に取り組んでいます。



県のホームページでは、左記の県の取組の他、犯罪被害の問題に関係して、性暴力被害、DV被害、児童虐待、被害に遭った後の生活再建に関する相談窓口等の情報も掲載しています。

より詳しく知りたい方はご覧ください。 犯罪被害者等支援



令和4年度人権啓発活動レポート

■「ハンセン病問題について考える」企画展 令和 4 年12月 1 日 (土) ~ 12月25日 (日)

人権週間 (12月4日~10日) に合わせ、「ハンセン病問題について考える」をテーマに、人権啓発センターで企画展を行い、国立ハンセン病資料館から特別にお借りしたパネルや書籍等を展示しました。

療養所内での日常生活や共同作業の風景、治療時の様子など、記録写真と 共に当時の経過がまとめられた解説パネルは、普段はなかなか見ることので きない貴重な資料で、現在も続くハンセン病問題を改めて考える機会となり ました。



みんなで考えようハンセン病問題

ハンセン病問題

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気であり、神経が麻痺したり、皮膚に斑紋(あざ)ができたりする特徴があります。菌の感染力はとても弱く、感染しにくい病気です。現在では有効な治療薬があり、通院で治ります。また、早期に治療すれば後遺症は残りません。しかし、完治する病気とされてからもわが国の隔離政策は長く続き、ハンセン病の回復者、家族の皆さんは、筆舌に尽くしがたい過酷な状況の中を生き抜いてこられました。

ハンセン病問題は、国によるハンセン病患者に対する誤った隔離政策などに 起因して生じた問題であり、ハンセン病回復者やその家族の名誉回復など、現 在もなお解決途上にある問題です。ハンセン病問題は病気や医療の問題という 以上に人権問題だと言われているのは、国の隔離政策などが回復者や家族に言 い尽くせない苦痛と苦難を与え、社会全体が恐ろしい病気だという誤った認識 をしてきたからです。



啓発パンフレットPDF版をご覧ください。 ハンセン病問題について考えてみませんか!



正しい知識を身に付け、偏見や差別をなくしましょう

多くの回復者の方々は、ハンセン病が治った現在も療養所に入所しており、名前を明かして自分の故郷へ帰ることのできる人は非常に少ない状況です。これは、高齢化で身寄りがないこともありますが、長い間社会との交流を絶たれてきたことに加え、ハンセン病に対する偏見・差別が今なお解消されていないこともその要因です。故郷に帰ったとたん、自分自身のみならず、家族、親戚までもが偏見・差別にさらされ、迷惑をかけるのではないかという不安を今でも抱かれています。

偏見・差別をなくすには、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題について、正しい知識をもち、理解すると ともに、ハンセン病の回復者の方々の苦悩をしっかりと見つめ、人権を尊重する気持ちをもつことが大切です。

みんなで考えよう

令和4年6月11日から12日にかけて、「第16回ハンセン病市民学会全国交流集会 in 長野」が長野市で開催されました。ハンセン病問題に関心を持ち、差別解消に向けて取り組む全国の皆さんが長野に集まり、わたしたち県民も参加して学びを共有できたことは、差別解消に向けた社会の歩みを進める上で大切な一歩になりました。これからもわたしたち一人ひとりの問題として、ハンセン病問題を考えていきましょう。

令和4年度人権啓発活動レポート

■・企業人権セミナー

令和4年7月28日(会場:ホクト文化ホール)

株式会社八十二銀行 人事部 ダイバーシティ推進室長 浦原 晴美さんに「ダイバーシティ&インクルージョンの実現~一人ひとりの持ち味を認め合い、高め合える企業を目指して~」と題して講演をしていただきました。

浦原さんからは、同行が「多様な持ち味のある職員一人ひとりが、互いを認め合い高め合うことが組織の力になる」との立場に立って、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境の整備を進めてきた経過や、男性職員の育児休業取得率100%への道のりについて紹介がありました。

「人権の尊重」を土台としたダイバーシティ&インクルージョンの推進を経営戦略の一つとして位置付け、「仕事と介護の両立」「仕事と障がいの両立」など、様々な両立を支える制度の充実を図ることによって、多様な職員の活躍を促進しているとのお話をいただきました。



■ 長野県人権フェスティバル2022

(オンライン配信:令和4年12月10日、オンデマンド配信:令和4年12月23日~令和5年2月28日)

毎年の人権週間(12月4日~10日)に合わせ、「長野県人権フェスティバル2022」をオンラインにより開催しました。

全国中学生人権作文コンテスト長野県大会、人権意識の高揚を目指すポスター・4コマ漫画の入賞者と入賞作品紹介を行った後、株式会社笑下村塾代表取締役の相川美菜子さんによる「SDGsと人権」をテーマにした講演会と、「犯罪被害に遭われた方々の人権を守るためには」と題したパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは鼎談者の一人として、犯罪被害に遭われた方のご遺族にもご登壇いただきました。事件そのものから受けた被害と、事件後のマスコミ報道やネットの誹謗中傷などから受けた被害(二次被害)に触れ、突然犯罪被害に巻き込まれることの苦しさと、犯罪をなくし、傷ついた人を救う社会になってほしいという期待、メッセージを伝えていただきました。

■ 県内プロスポーツチームと連携した啓発活動

選手同士が互いに尊重し合うスポーツの姿を通じ、人権尊重のメッセージを力強く伝えることを目的に、信濃グランセローズ、松本山雅FC、AC長野パルセイロ、信州ブレイブウォリアーズと連携した人権啓発活動を、年間を通して行っています。 平成25年度から各チームの代表者を人権大使として任命し、人権ポスターやテレ

ビCMへの出演のほか、ホームゲームで観客の皆さんに人権メッセージを伝えたり、 地域の街頭啓発に参加するなど、様々な啓発活動にご協力いただいています。



長野県人権啓発センター(詳しくはネットで検索

〒387-0007 千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内 TEL·FAX 026-274-2306



毎週月曜日(祝日、振替休日にあたるときは開館) 祝日の翌日(土・日・祝日にあたるときは開館) センターが定める日(年末年始・県立歴史館の休館日 他) (詳細は県HPをご覧ください) ●電話による人権相談が受けられます 無料、秘密厳守

相談専用電話 026-274-3232

- センター内展示見学無料です
- 人権学習会へ講師を派遣します
- ●人権啓発DVD、展示パネルをお貸しします

